

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件について

事案の概要

本件は、上告人が、警察庁の保有する保有個人情報管理簿122通（本件各文書）につき、警察庁長官から、それぞれの一部を開示し、その余の部分には、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）5条3号又は4号所定の不開示情報が記録されているとして、これを不開示とする旨の決定を受けたため、被上告人を相手に、そのうち不開示部分の取消し等を求める事案である。

本件各文書は、個人情報ファイル1件ごとに、所定の様式を用いて、当該ファイルに関する所定の情報を一覧表の形式で記載した文書である。

警察庁長官は、平成28年7月15日付けで、一部不開示決定（本件決定）をした後、令和4年4月28日付けで、本件決定を変更し、本件各文書につき、新たに一部を開示する旨の決定（本件変更決定）をしている。

原判決及び争点

◇ 原判決（東京高裁）は、次のとおり判断するなどした上で、本件各文書中の当該部分に情報公開法5条3号又は4号所定の不開示情報が記録されているとした警察庁長官の判断に違法はないとして、上告人の請求の一部を棄却するなどした。

- ① 上記不開示情報該当性については、本件変更決定時を基準に審理判断すべきであるから、本件決定から本件変更決定までに加筆・変更がされた部分については、加筆・変更後の情報の上記不開示情報該当性について審理判断すべきである。
- ② 「備考」欄に小項目が設けられているものについては、必ずしも全体として一体的に捉える必然性はなく、情報として可分なものも含まれると推測されるものの、被上告人は、「備考」欄に関する上告人からの釈明には応じない旨陳述しているから、どのような小項目が設けられているか、各小項目の記録が関連しているか、一体的又は可分な関係にあるかなど、その記録内容を裁判手続において特定することは困難である。したがって、上記「備考」欄を更に細分化して不開示情報該当性について検討することはできず、各欄ごとに一体的に検討するのが相当である。

◇ 最高裁における争点は、原審の上記判断の当否である。

行政文書不開示処分取消等請求事件について

事案の概要

本件は、上告人が、消費者庁長官から、消費者庁が検証機関に委託した機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業の報告書（本件文書）の一部に記録された情報が、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するなどとして、これを不開示とする旨の決定を受けたため、被上告人を相手に、その不開示部分の一部の取消し等を求める事案である。

上記検証事業の内容は、①機能性関与成分の分析方法に関する検証、②機能性表示食品の買上調査から成る。

【情報公開法 5条】

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報…のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

6号 国の機関…が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査…に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

原判決及び争点

◇ 原判決（東京高裁）は、次のとおり判断するなどして、本件文書の不開示部分に記録された検証の手法や基準、検証結果（データ）、考察内容、問題点等の情報は、情報公開法5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとして、上告人の請求を棄却するなどした。

本件文書の不開示部分を開示することにより、消費者庁がガイドライン上のいかなる部分を中心に事後監視を行っているかのほか、検証機関が、機能性関与成分の分析方法に関する検証において、届け出られた定性性及び定量性に係る分析方法につき、いかなる部分にどの程度の不備がある場合を問題視したかや、機能性表示食品の買上調査において、機能性関与成分の含有量について、表示値よりも過剰又は過少であること、同一製品における数値のばらつきなどを、どの範囲でどのように問題視したのかが推知され、事業者において消費者庁の事後監視や検証機関による問題点の指摘を免れることを容易にさせるおそれがあり、また、検証機関による忌たんのない検討結果の指摘を困難にするおそれもある。

◇ 最高裁における争点は、原審の上記判断の当否である。